

と き 令和 6 年 7 月 31 日

ところ 国保連合会10階 A 1、A 2 会議室

第 1 5 3 回

通常総会

## 議事録

## 第153回通常総会結果報告

- 1 開催日時 令和6年7月31日(水)  
開 会 午後2時  
閉 会 午後2時50分
- 2 開催会場 本会 10階A1、A2会議室
- 3 議事録署名人 議長 前 川 燿 男 氏 (練馬区長)  
会員 山 本 亨 氏 (墨田区長)  
会員 初 宿 和 夫 氏 (八王子市長)  
会員 飯 沼 元 大 氏 (東京技芸国民健康保険組合理事長)
- 4 出席者  
会員定数84人

|                   |           |       |
|-------------------|-----------|-------|
| 出席                | 会 員 代 表 者 | 3人    |
|                   | 代 理 人     | 51人   |
|                   | 書 面       | 9人    |
| 計 (ア)             |           | 63人   |
| 欠 席 保 険 者         |           | 21人   |
| 合 計 (イ)           |           | 84人   |
| 出 席 率 (ア)/(イ)×100 |           | 75.0% |

## 目 次

|                                                                           | ページ |
|---------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開 会 .....                                                              | 1   |
| 2. 理事長挨拶 .....                                                            | 1   |
| 3. 議長、副議長選任 .....                                                         | 2   |
| 4. 議事録署名人指名 .....                                                         | 2   |
| 5. 議案審議                                                                   |     |
| 報告事項                                                                      |     |
| 1 監事の監査について .....                                                         | 3   |
| 2 理事の専決処分について .....                                                       | 3   |
| 3 東京都国民健康保険団体連合会第3次経営計画について .....                                         | 4   |
| 4 一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について .....                                        | 5   |
| 議決事項                                                                      |     |
| 第1号議案 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会事業報告に<br>ついて .....                               | 6   |
| 第2号議案 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳<br>入歳出決算について .....                         | 6   |
| 第3号議案 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等<br>審査支払特別会計歳入歳出決算について .....                | 6   |
| 第4号議案 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者<br>医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算について .....            | 6   |
| 第5号議案 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診<br>査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出決<br>算について ..... | 6   |
| 第6号議案 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為<br>損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算                |     |

|              |                                                           |    |
|--------------|-----------------------------------------------------------|----|
|              | について .....                                                | 6  |
| 第7号議案        | 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施<br>術料等支払代行業務特別会計歳入歳出決算について ..... | 6  |
| 第8号議案        | 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事<br>業関係業務特別会計歳入歳出決算について .....     | 6  |
| 第9号議案        | 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合<br>支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算について .....  | 6  |
| 第10号議案       | 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払<br>代行業務特別会計歳入歳出決算について .....      | 6  |
| 第11号議案       | 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別<br>会計歳入歳出決算について .....            | 6  |
| 第12号議案       | 令和6年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等<br>審査支払特別会計歳入歳出予算補正について .....    | 12 |
| 第13号議案       | 東京都国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する<br>規約について .....                  | 13 |
| 第14号議案       | 損害賠償請求事件（令和3年（ワ）第33792号）<br>に係る和解について .....               | 13 |
| 第15号議案       | 東京都国民健康保険団体連合会理事の選任について .....                             | 15 |
| 6. 閉 会 ..... |                                                           | 17 |

## 開 会（午後２時～）

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第153回通常総会を開催いたします。

はじめに、本日御出席の会員数を御報告申し上げます。書面による御参加を含めまして、63保険者の御出席をいただいております。国民健康保険法施行令第26条を準用いたします同施行令第13条第1項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、佐藤理事長から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

## 理事長挨拶

○理事長 皆様方には、御多用の中、また、大変な酷暑の中、本総会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から、皆様方におかれましては、本会の事業運営に対しまして格別な御理解、また御協力を賜っておりますことを、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、国保を取り巻く状況について、1点だけ御報告をさせていただきます。

厚生労働省が今月3日に行いました社会保障審議会の医療保険部会におきまして、かねてから被用者保険の適用拡大を検討しておりました有識者会議の議論の取りまとめを報告いたしました。その議論の中で、国保関係者からは、被用者保険の適用拡大が、国保が抱えております構造的な課題、例えば加入者の高齢化ですとか低所得化といった課題をさらに拡大し、国民皆保険、また国保制度そのものの存立を危うくさせるという、非常に大きな影響を生じさせることから、慎重な検討を求めるといった意見が多数出されたところでございます。

今後は、適用拡大の具体案の議論が部会で進められるということでございますので、私ども本会といたしましても、引き続き保険者の皆様方から御示唆をいただき、また国保の中央会と連携をいたしまして、国保側の問題意識をしっかりと伝えていくということが極めて大事だと考えておりまして、最重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本日は、令和5年度の事業報告及び決算等をはじめといたしまして、多くの案件をお諮りしております。これらにつきまして十分な御審議をいただき、御承認を賜りますよう、お願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

### 議長、副議長選任

○事務局 続きまして、議長、副議長の選任でございます。時間の関係もございますので、大変僭越とは存じますが、事務局から御指名をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、御指名をさせていただきます。

議長には、練馬区長・前川燿男様、副議長には、東京食品販売国民健康保険組合理事長・鶴飼良平様、以上のお二方をお願いを申し上げます。

それでは、前川議長に御挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 正副議長を代表して一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様から御賛同いただきまして、本総会の正副議長を務めさせていただくこととなりました。議事進行に当たっては皆様の御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 議事録署名人指名

○議長 それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

はじめに、本総会の議事録署名人を指名させていただきます。

本総会の議事録署名人には、墨田区長・山本亨さん、八王子市長・初宿和夫さん、東京技芸国民健康保険組合理事長・飯沼元大さん

、以上の3名の方をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 議案審議

○議長 それでは、早速、議事に入ります。

お手元の議案書 2―1 の目次をお開き願います。御覧いただきますと、報告事項は、監事の監査について外 3 件、議決事項は、令和 5 年度事業報告についてから理事の選任についてまでの 15 件でございます。

それでは、報告事項から議事を進めてまいります。

はじめに、報告事項の 1、「監事の監査について」でございます。常勤監事から報告をお願いいたします。

○常勤監事 それでは、私から、令和 6 年 7 月 5 日に実施いたしました監査につきまして御報告いたします。恐れ入りますが、議案書の 2―1 の 3 ページを御覧いただきたいと思います。

令和 5 年度東京都国民健康保険団体連合会の活動につきまして、本会規約第 42 条に基づき事業報告書、財産目録、収支決算書及びそれらを補足する資料に基づき監査を行ったところ、単式簿記、現金主義に基づく会計基準及び本会で定めている規定等並びに国等が示しているその運用方法にのっとり、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理は、適正に管理執行されていることを認めましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告に関する質疑は、後ほど御審議いただきます令和 5 年度事業報告及び各会計決算の際に併せてお願いいたします。

次に、報告事項の 2、「理事の専決処分について」を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

○事務局 総務部長でございます。

恐れ入りますが、議案書 2―1 の 5 ページをお願い申し上げます。報告事項 2、「理事の専決処分について」でございます。

国民健康保険法第 86 条において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 11 日に理事長の専決処分として予算補正を行いましたので、御報告申し上げます。

予算補正の趣旨でございます。本件は、令和 5 年 11 月 2 日閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護・障害福祉職員を対象に収入を 2 % 程度、月

額にして6,000円相当を引き上げるための措置であり、本格対処となる報酬改定が行われるまでの間の対応として、令和6年2月から5月までの間、賃上げに必要な経費について、都道府県から事業所等に対し補助金等の交付を行う事業となります。

本会は、当該事業のうち補助金等交付額算出事務及び事業所等に対する交付額通知事務を東京都から受託し実施するため、令和6年度一般会計予算の補正を行ったものであります。

9ページの事項別明細書をお願い申し上げます。左側、歳入では委託金、右側の歳出では事業費を、介護、障害分の合計としてそれぞれ増額し、補正額はともに184万1,000円です。

以上で専決処分の報告を終わります。

○議長 報告は終わりました。御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、次の報告事項に進ませていただきます。

報告事項の3、「第3次経営計画について」です。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 常務理事でございます。

報告事項3、「第3次経営計画について」です。お手元の資料1―1、第3次経営計画令和5年度実績報告及び別紙、令和5年度総括概要をお願いいたします。

第3次経営計画における第3期実施計画の最終年度に当たる令和5年度の執行状況については、各計画の進捗管理を行う内部会議を定期的に行うとともに、去る6月28日には、外部の有識者で構成する経営評価委員会を開催し、客観的な評価や助言をいただきました。

資料1―1の別紙、令和5年度総括概要を御覧いただきますと、8つの計画のうち、1ページ上段の計画No.1―1―1、審査・審査事務共助の充実のみがB評価になりました。理由としては、原審査査定率0.324%の目標値を掲げましたが、新型コロナウイルス感染症に対する診療報酬上の臨時的取扱いの影響もあり、実績が0.316%と下回ったためです。このほかの計画はA評価となっております。

また、第3期実施計画の総括として、令和3年度から令和5年度までの3年間の取組を資料1―2、第3次経営計画第3期実施計画実績報告書にまとめました。8ページ以降が計画別の内容となっておりますが、3年間全体で9つの計画に取り組み、A評価が24、B

評価が2という結果になっております。

なお、本総会終了後にメールにて保険者の皆様へ本報告書を御送付いたします。

以上です。

○議長 事務局の報告は終わりました。御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、次の報告事項に進ませていただきます。

報告事項の4、「東京ほけんサポートセンターの状況について」でございます。それでは、事務局から説明願います。

○事務局 報告事項4、「一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について」報告申し上げます。

東京ほけんサポートセンターについては、多様化する保険者、広域連合等、関係団体のニーズを見据え、必要とされます事務事業を効率的に実施しつつ、組織の肥大化を避ける観点から平成20年3月に設立いたしました。

保険者の皆様に設立の報告を行った際に、今後、運営状況や決算については、本会の機関会議に報告することとしております。

それでは、お手元の資料2-1をお願いいたします。令和5年度の事業報告です。

項番1、法人の運営については、社員総会を1回、理事会を5回、監事監査を2回開催いたしました。また、毎月、出納検査を実施しております。

次に、項番2、レセプト点検事業ですが、(1)後期高齢者医療分については、資格点検で年間約157億円、内容点検で約12億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

(2)国保分の内容点検では、年間約6億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

次に、項番3、特定健診の電子化事業以降については、保険者様や都内の地区医師会などから受託し、項番4の妊婦乳児健康診査申請書に係る事業と項番5の風しん対策受診票等に係る事業につきましても、御覧のとおりそれぞれの処理を実施いたしました。

続きまして、資料2-2をお願いいたします。こちらは、去る5月29日開催のサポートセンターの第23回社員総会議案の抜粋です。こちらにより決算状況を説明申し上げます。

はじめに、左側の令和5年度末の貸借対照表です。資産の部、資産合計5億3,226万3,687円、負債の部、負債合計4,332万2,166円、純資産の部、純資産合計で4億8,894万1,521

円となり、借方、貸方のそれぞれの合計は５億３,２２６万３,６８７円となります。

続きまして、中ほどの損益計算書です。まず売上高ですが、特定健診の電子化手数料、点検業務受託料等の合計で売上総利益金額は６億３,６５３万８,５５２円となります。

次に、販売費及び一般管理費は、人件費、経費の合計で５億５,７２６万３,５８９円となり、差引き７,９２７万４,９６３円の営業利益金額に営業外収益、公課費を加減算いたしました当期純利益金額は、最下段ですが、５,２９５万８６９円となっております。

右側の純資産変動計算書につきましては、後ほど御覧願います。

以上で説明を終わります。

○議長 それでは、ただいまの報告につきまして御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、これで報告事項を終わります。次に、議決事項に移らせていただきます。

第１号議案、「令和５年度事業報告について」から、第１１号議案、「令和５年度退職金特別会計歳入歳出決算について」まででございます。これらは、それぞれ関連がありますので、一括して議題に供します。事務局から説明願います。

○事務局 議案書２－１を少しめくっていただきまして、１１ページをお願いいたします。第１号議案、令和５年度本会事業報告についてから、次のページ、第１１号議案、令和５年度本会退職金特別会計歳入歳出決算につきましては、別冊２－２のとおり認定されたい。

それでは、別冊２－２、厚いほうの議案書をめくっていただきまして、１ページをお願いいたします。

令和５年度本会事業報告です。Ⅰ、運営報告です。令和５年５月には国民健康保険法が改正され、都道府県が策定する国保の運営方針について、新たに医療費適正化や市町村が担う事務の効率化等に関する事項の記載が必須とされました。あわせて、国保連合会の基本的役割には、診療報酬請求情報等の分析等を通じた医療費適正化に努めることが明記されました。

本会では、第３次経営計画における第３期実施計画を基に審査の充実、強化等の目標達成に向けて取り組むとともに、新たに「ＴＫＲ—Vision～組織成長戦略～」を策定し、時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立し、保険者業務をこれまで以上に支援していくための方針を定めました。

組織面では、持続可能な組織基盤の確立を目指し、レセプト請求の原則オンライン化等

を踏まえた職員定数マネジメントポリシーを策定いたしました。

財政面では、経費削減に向けた効率化を進める一方、令和6年度の手数料単価等を見直し、審査支払機能に関する改革工程表の対応に伴う経費の増加及び手数料等収入の減少に対応いたしました。

また、近年の最重要課題である審査支払機能に関する改革工程表に基づき、第一段階の対応として、国保総合システムのクラウド化を令和6年3月に実施し、本稼働しております。

今申し上げました「TKR—Vision～組織成長戦略～」の策定、職員定数マネジメントポリシーの策定、国保総合システムのクラウド化の3点については、資料3にまとめたので、後ほど御説明申し上げます。

また、令和5年度の主な事業、診療報酬等審査支払事業、保険者事務共同処理事業、保健事業、介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業の報告内容は以下に記載のとおりですが、この事業を含め、次ページの目次にございます第1の総会及び役員会の開催、4ページから、第20のISO／IEC27001認証の維持・継続、43ページまでの事業等を実施いたしました。

それでは、先ほど申し上げましたお手元に配布しております資料3について御説明いたします。

はじめに、1ページの「TKR—Vision～組織成長戦略～」の策定について御覧願います。

項番1の策定の経緯は、平成27年度から第3次経営計画に取り組んでまいりましたが、デジタル技術を活用した改革等、時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立するため、同計画を1年前倒しで刷新し、新しい計画を策定いたしました。

項番2のTKR—Visionの方針ですが、方針1は、審査支払機能に関する改革工程表の進捗管理を基本方針として、最重要事項に位置づけます。方針2は、保険制度への貢献、方針3は、持続可能な組織基盤の確立に、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間として取り組んでまいります。

項番3の進捗管理及び推進体制については、これまでの経営計画と同様に単年度ごとに計画書を策定し、内部会議体において定期的に進捗管理を行います。また、従来同様に、自己評価、内部評価、外部評価の三段構成による評価を継続するとともに、保険者の皆様に各年度の取組実績を御報告いたします。

次に、めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。職員定数マネジメントポリシーの策定についてです。

項番1の基本的な考え方は、国等が進めるレセプト請求の原則オンライン化に伴い、本会の業務量の減少が見込まれることから、職員定数を減員するとともに、今後新たに対応する事業等については、現時点で詳細が不明な点も多いため、必要最低限の体制整備を行います。また、引き続き、さらなる業務改善の推進や高年齢職員の活用、人材育成等にも取り組んでまいります。

項番2の職員定数マネジメントポリシー（年次計画）といたしまして、策定前の計画第4版が上の表で、新たな計画の内容が矢印下の表になります。職員定数については、令和6年度から9年度までの4年間で合計22名を減員する内容となっております。本計画の目標達成に向け、これまで以上に効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。国保総合システムのクラウド化への対応についてです。

政府が策定したデータヘルス改革に関する工程表においては、医療、介護の情報利活用などが推進されています。この基盤整備として審査支払機能に関する工程表に基づき、支払基金と国保連合会のシステムの共同開発、共同利用を行い、業務やシステムの効率化などを図るため、国保総合システム等の更改を進めています。

上段の四角囲いの審査支払機能に関する改革工程表に記載のとおり、審査基準の統一に向けた取組と審査支払機能システムの整合性、効率性の実現が示されております。

また、下段の四角囲いを御覧ください。令和6年の更改では、国保総合システム全体のクラウド化及び支払基金との受付領域の共同利用の実現に対応いたしました。なお、課題ですが、旧システムの構成を維持した状態でクラウド化したため、クラウド化の効果を十分に発揮することができず、当面の間、更改前と比べてシステム運用経費が増加することになりました。

また、右側の四角囲いでは、改革工程表の第二段階の対応として、支払基金との審査領域の共同利用及びクラウドサービスを活用したシステム構築を行う予定としております。これらの対応において、運用経費の圧縮を目指し、クラウドのメリットを最大限に生かすとともに、新たな技術を採用したシステムの実装など、審査領域の共同利用に向けた検討が進められております。

以上で事業報告の説明を終わります。

引き続きまして、各会計決算を出納課長から説明申し上げます。

○事務局 出納課長でございます。

議決事項、第2号議案から第11号議案の令和5年度決算につきましては、議案書別冊2—2の45ページ以降に各会計別の決算数値を記載しておりますが、説明は本日配布してございます資料4、令和5年度各会計・勘定別決算概要により御説明申し上げます。

概要の1ページをお願いいたします。表の見方ですが、中央が歳入の収入済額(B)、その右が歳出の支出済額(C)、右端が決算残額となります。

一般会計の歳入は7億5,004万9,045円、予算現額に対する収入率は94.9%、一般会計の主な収入は、国保保険者に御負担いただいている会員負担金や繰入金、繰越金です。続いて、右の歳出は4億6,408万670円、執行率は58.7%、主な支出は、広報宣伝費、保健事業費などとなります。

歳入歳出差引残額2億8,596万8,375円は、決算残額として令和6年度へ繰り越します。

以降、各会計も同様に決算残額を翌年度に繰越しをします。

続きまして、診療報酬等審査支払特別会計業務勘定です。収入済額は135億9,009万7,199円、収入率は91.5%、主な収入は、国保及び公費負担医療の審査支払手数料や審査支払事務に対する東京都補助金などです。支出済額は126億504万1,210円、執行率は84.9%、主な支出は、職員人件費や事務所維持管理費、電算委託管理費、積立資産への積立金などで、他の会計の業務勘定も支出内容は同様となりますので、以降は割愛をさせていただきます。

次に、その下の4つの支払勘定は、保険者などから医療機関等へ本会を經由して診療報酬等を支払うもので、収入済額及び支出済額はほぼ見合いとなっており、他の支払勘定も同様となります。支払勘定の収入及び支出は記載のとおりですが、支払勘定全体で前年度比14.7%減少しており、新型コロナウイルスワクチン接種等費用や新型コロナウイルスの療養に関する公費負担が縮小、終了したことが主な要因となります。

次は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は94億9,848万3,001円、収入率は86.1%、主な収入は、審査支払手数料や東京都後期高齢者医療広域連合からの事務委託金などです。支出済額は83億5,628万2,027円、執行率は75.8%です。支払勘定の収入及び支出は記載のとおりですが、参考として、支払勘定全体で前年度比約5%減少しておりまして、被保険者数が増加する一方で、新型コロナウイルスの療養に関する公費負担が縮小、終了したことが主な要因となります。

次は、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は8億1,229万7,614円、収入率は115%、主な収入は、特定健診・特定保健指導負担金や特定健診手数料です。支出済額は5億3,358万8,624円、執行率は75.6%です。支払勘定の収入、支出は記載のとおりですが、前年度比1.4%僅かに減少してございます。

次は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計です。収入済額は18億948万2,524円、収入率は63.7%、主な収入は、損保会社等からの損害賠償金受入金です。支出済額は18億925万7,414円、執行率は63.7%、主な支出は、保険者等への損害賠償金支出金です。

2 ページをお願いいたします。柔道整復施術料等支払代行業務特別会計です。収入済額は222億8,654万1,915円、収入率は81.1%、主な収入は、保険者等からの療養費等受入金です。支出済額は222億8,605万1,269円、執行率は81.1%です。主な支出は、柔道整復施術所等への療養費等支出金です。

次は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は17億9,193万9,749円、収入率は89.7%です。主な収入は、審査支払手数料や苦情処理支援事業に対する東京都補助金です。支出済額は16億203万6,386円、執行率は80.2%です。支払勘定の収入及び支出は記載のとおりですが、参考として、支払勘定全体で前年度比4.3%増加しており、被保険者数の増加が主な要因となります。

次は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定です。収入済額の3億7,918万2,119円は主に給付費等審査支払手数料で、収入率は94.1%。支出済額は3億4,496万3,857円、執行率は85.6%です。支払勘定の収入及び支出は記載のとおりですが、参考として、支払勘定全体で前年度比約10%増加しております。障害者サービス利用者数の増加が主な要因となります。

次は、措置費支払代行業務特別会計業務勘定です。収入済額の4,857万9,693円は主に措置費支払代行手数料で、収入率は103.7%。支出済額は3,172万4,661円、執行率は67.7%です。支払勘定の収入、支出は記載のとおりですが、前年度比1.7%僅かに増加しております。

次は、退職金特別会計です。収入済額の3億6,761万6,041円は主に退職給付引当資産からの繰入金で、収入率は66.3%。支出済額は3億6,761万3,984円、主な支出は、退職者15名分の退職手当金と退職給付引当資産積立金で、執行率は66.3%です。

最下段の全会計勘定合計欄の歳入の収入済額は3兆7,803億8,023万6,876円、予算現額

に対する収入率は91%。支出済額は3兆7,773億3,910万4,844円、執行率は90.9%です。

3ページをお願いいたします。こちらと4ページの表は積立金の状況で、6つの積立資産を保有してございます。

3ページ、項番2の財政安定積立金を除く各積立資産は、国の通知により、平成26年度以降、国保連合会が保有できる積立資産として認められたものとなります。

4ページをお願いいたします。最下段、合計欄の令和6年3月31日現在の残高は130億2,288万2,549円となっています。各積立金の残高は後ほどお読み取り願います。

5ページ以降は、ただいま御説明した各会計勘定の決算状況となっております。

以上、資料4をもちまして議決事項、第2号議案から第11号議案までの単式簿記を用いた決算概要の説明となりまして、次の資料5、令和5年度各会計別収支計算書概要は、平成25年度に国から示された財務諸表で作成した決算数値となっております。こちらは実費精算の基礎数値となっております、決算の参考資料として後ほど御確認をお願いいたします。

続きまして、次の資料6、令和5年度財務諸表（実費精算）決算概要についてです。

1ページをお願いいたします。上段の1、財務諸表作成及び実費精算の経緯についてはお読み取りいただきまして、下段の2、実費精算額算出までの流れから説明をいたします。まず、実費精算とは、国の示した財務諸表による決算の結果、剰余が生じた場合はその額を翌年度に徴収する手数料の額から控除することで、本会が法人税の納付義務から除外されることを言います。

イメージ図の左側の単式簿記の歳入歳出決算書を基に、図の中央で国が示した収支計算書と右の判定表により実費精算の判定をいたします。

次の2ページは、この流れに基づき計算した結果となりまして、上段は収支計算書で当期収支差額を算出し、下段が国の示した判定表を用いて剰余の有無を判定した結果となります。5つの特別会計においてマイナス表示となり、すなわち剰余が生じず、実費精算額が発生しない結果となりました。

資料の6の説明は以上となりまして、最後に次の資料7、令和5年度決算一般会計及び各特別会計業務勘定の合計は、各会計勘定の主な項目を集約した参考資料となります。

以上で議決事項、第2号議案から第11号議案の決算関連の説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。何か御意見、御質疑ございましたら、よろしくお読みいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。ただいま上程いたしました11議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、第1号議案から第11号議案は原案どおり決定することといたします。

次に、第12号議案、「令和6年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」を議題に供します。事務局から説明願います。

○事務局 経理課長でございます。

第12号議案につきましては、お配りをしております資料8、こちらをもって議案書の説明にいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料8をお願いいたします。予算補正の内容は2点ございます。

1点目は、国庫補助金の返還でございます。こちらは、昨年度、概算交付された国庫補助金の精算額を返還するため、予算補正を行うものであります。

2点目は、東京都における妊婦健康診査のうち、超音波検査に係る公費負担回数の拡大への対応でございます。こちらは、東京都が実施主体に補助をする超音波検査等経費を、システムの成果物に明確化させる改修を行うため、補助金受入れによる予算補正を行うものであります。

続きまして、下の表について御説明申し上げます。①国庫補助金の返還では、歳入、繰越金を、歳出では、償還金及び還付金をそれぞれ増額し、補正額は104万6,000円です。

右の②につきましては、歳入、電算システム補助金を増額し、同じく歳入の減価償却引当資産繰入金を減額して、予算の組替えを行います。金額は3,300万円です。

恐れ入りますが、ここでお手元の資料9をお願いいたします。こちらの収支補正予算書は、ただいま御説明した補正と、先ほど御報告申し上げました4月の一般会計分も含め明記をしてございます。内容につきましては、恐れ入りますが、後ほど御覧いただければと存じます。

以上、第12号議案、歳入歳出予算補正の説明を終わります。

○議長 説明は終わりました。これについて御質疑、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。本案件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、第12号議案は原案どおり決定することといたします。

次に、第13号議案、「規約の一部を改正する規約について」を議題に供します。事務局から説明願います。

○事務局 恐れ入ります。薄いほうの議案書2―1、19ページをお願い申し上げます。第13号議案、「本会規約の一部を改正する規約について」でございます。

提案の趣旨です。こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に伴い、規約の一部を改正するものでございます。

これまで、厚生労働省令にて「厚生労働大臣が定める」とされていた事項について、こども家庭庁の設置に伴い、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める」事項に改正されたため、各庁の長が定めるものを命令と呼ぶことから、従来省令から命令に改正されたものがございます。今般、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」が、省令から命令に改正されております。本会規約において当該省令名称を引用していることから、一部改正を行うものであり、本総会の議決を求めるものでございます。

21ページの新旧対照をお願いいたします。上段が改正案、下段が現行でございます。省令を命令に改正するものでございます。

附則です。都知事の認可を受けた日から施行するものでございます。

以上で第13号議案の説明を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。本案件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、第13号議案は原案どおり決定することといたします。

次に、第14号議案、「損害賠償請求事件に係る和解について」を議題に供します。事務局から説明願います。

○事務局 第14号議案、「損害賠償請求事件に係る和解について」でございます。23ページをお願い申し上げます。

提案の趣旨です。本会が係争中の事件において、和解をするため、国民健康保険法第86条において準用する同法第27条第1項第7号の規定により、総会の議決を求めるものでござ

ざいます。

25ページをお願い申し上げます。1、概要です。訴えを起こした原告Aは本会元職員で、既に退職しております。対して被告となるのは、まず被告Bとして、こちらは東京都からの出向職員で、当時、本会課長職として勤務しておりました。次に、本会も被告として訴状を受けております。

2、訴状及び主な争点です。原告Aは、被告Bに対してパワーハラスメントによる不法行為責任として、本会に対しては、被告Bのパワーハラスメントに対する使用者責任として、または原告との雇用契約に付随する安全配慮義務違反として、これらを合わせ1,402万7,559円に加え、遅延損害金の支払いと訴訟費用の負担を求めるといふものです。

これに対し本会の主張は、パワーハラスメントに係る事実是不知もしくは否認。また、原告Aからの申入れを踏まえ、職場復帰に向けては適切な対応をしており、原告Aの主張は認められないといふものです。

3、訴訟の経緯です。26ページをお願い申し上げます。令和5年10月に裁判所から、それまで提出された準備書面を基に1回目の和解案の提示を受けました。和解案の内容としては、被告Bに対して、原告Aに対する業務上必要かつ相当な範囲を超えた行動を行ったとまでは認定できない。本会に対しては、原告Aに対する安全配慮上の責任を認める余地はないとは言えない。原告Aの病気休暇取得について因果関係を認める余地もないとは言えない。ついては、本会に対して解決金として200万円の支払いを求めるといふものでした。

この和解案に対しまして、本会では、これを容認せず、その後、令和6年4月に証人尋問が実施されることとなりました。この証人尋問を経て、令和6年5月に裁判所から2回目の和解案の提示を受けましたが、1回目の和解案から大きな変更はございませんでした。

4、和解案の内容です。①被告連合会は、原告Aに対して解決金として200万円の支払義務のあることを認めるというものでございます。以下の内容については、お読み取りをお願いいたします。

本会といたしましては、この2回目の和解案の提示を受けまして、既に主張が出尽くしていること、裁判所の和解案はこれまでに提出された準備書面に加え、4月に行われた証人尋問の結果も踏まえたものであること、本会顧問弁護士の見解において、この時点での和解案は判決を求めたとしても同等の内容となる可能性が高く、さらに、高裁へ上告した場合でも同様であることが示されていることなどの理由から、これ以上の追加負担の懸念

も含めて、早期の結審が最善策であると判断し、これらを総合的に判断した結果、和解案の容認について本総会に上程するものでございます。

本日、御承認をいただきましたら、8月の下旬に和解する方向で進めてまいりたいと考えております。

なお、本会が安全配慮義務違反を問われるという事態を招くことになった経営上の責任として、理事長、専務理事、常務理事の3名については、報酬から10分の1、1か月分を自主返納いたします。保険者の皆様には多大なる御心配と御迷惑をおかけすることとなり、深くおわび申し上げます。今後は再発防止の徹底に努めるとともに、職員への指導や評価の記録を強化してまいります。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長 それでは、今の説明につきまして何か御意見、御質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。本案件を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、第14号議案は原案どおり決定することといたします。

次に、第15号議案、「理事の選任について」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 恐れ入ります、27ページをお願い申し上げます。第15号議案、「理事の選任について」でございます。

提案の趣旨です。理事に欠員が生じているため、選任を求めるものでございます。

前港区長・武井雅昭氏におかれましては、本年6月27日に御退任されたことに伴い、本会理事に欠員が生じております。このため、特別区を代表する理事1人につきまして、本会規約第21条の2の規定に基づき選任いただきたいというものでございます。

29ページをお願い申し上げます。後任の理事候補者につきましては、本会規約に定めます選挙区でございます特別区から、港区長・清家愛氏の御推薦を頂戴しております。

なお、新たに御就任される理事の任期につきましては、前任者の残任期間でございます令和8年7月31日まででございます。

以上で説明を終わります。

○議長 説明は終わりました。何か御質疑、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。本案件を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、第15号議案は原案どおり決定することといたします。

以上で議決事項は全て終了いたしました。ここで「令和6年度税制改正について」の報告がございます。事務局から説明願います。

○事務局 ここで少しお時間を頂戴いたしまして、机上に配布しております追加資料、令和6年度税制改正における国保連合会の対応等について触れさせていただきます。

はじめに、目的及び経緯ですが、国保連合会は、審査支払機能に関する改革工程表における審査支払システムの共同開発、共同利用等、大規模なシステム開発に要する財源を計画的に積み立てていくことが必要であるため、法人税法で規定されている連合会の積立資産の積立上限撤廃に向けて、審査支払事業を法人税の課税対象から除外するよう、昨年6月に令和6年度税制改正要望を提出いたしました。

その後、診療報酬審査支払事業等の一定の要件に該当するものは、法人税の課税対象から除外することが国から示されました。これにより、積立資産に設けられていた上限額等の制約が撤廃され、将来に必要な財源が積立可能な仕組みになりました。

なお、追加資料、別紙、令和6年4月1日付の厚生労働省国保課長通知により、税制改正の大綱と同内容が改めて示されたとともに、本件に係る具体的な取扱い等を追って示す予定と周知されました。

次に、今後の対応ですが、8月以降に発出される予定の厚生労働省通知により、本会の規程等の改正及び令和6年度予算補正等について、関係する法令及び本会の規約等に基づき、適切に対応してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 説明は終わりました。説明について御質疑、御意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

#### 閉 会（～午後２時50分）

○議長 皆様方には長時間にわたり御審議をいただき、また議事の円滑な進行に御理解と御協力を賜りましたことに感謝を申し上げて、本総会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。